

ほかにこんなことが決まりました

選任	決算特別委員会委員の選任	内容 水谷久美子、青山 貞一、松永 民夫、田中 敏弘、早崎百合子、三田 正敏、長澤 龍夫、岩永 義仁、北倉 義博	採決 賛成全員で選認
承認	養老町税条例等の一部を改正する条例	内容 地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、養老町税条例等の一部を改正するもの。	採決 賛成全員で可決
同意	教育委員会教育長の任命同意	内容 岩道 並河 清次（再任）	採決 同意
同意	教育委員会委員の任命同意	内容 上之郷 近藤 法雄（新任）	採決 同意
議案	町道路線の認定	内容 祖父江47号線等の4路線	採決 賛成全員で可決
議案	平成30年度養老町一般会計補正予算（第2号）	内容 2億1,073万円を増額し、予算の総額を109億9,077万5,000円とする。 （主な補正の内容） 認定子ども園整備事業 1億8,592万1,000円 地域未来投資促進関連事業 500万9,000円 体育施設解体事業 408万5,000円	採決 賛成全員で可決
議案	平成30年度養老町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	内容 2,752万2,000円を増額し、予算の総額を35億872万2,000円とする。 （主な補正の内容） 療養給付費等負担金返還金 2,569万円	採決 賛成全員で可決
議案	平成30年度養老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	内容 6,283万1,000円を増額し、予算の総額を29億3,283万1,000円とする。 （主な補正の内容） 過年度分補助金返還金 6,139万6,000円	採決 賛成全員で可決
議案	平成30年度養老町一般会計補正予算（第3号）	内容 3,807万9,000円を増額し、予算の総額を110億2,885万4,000円とする。 （主な補正の内容） 小・中学校校舎等施設修繕工事費 1,535万9,000円 地区公民館施設修繕工事費 1,192万5,000円	採決 賛成全員で可決

幼稚園・小中学校における空調設備の設置促進に向けた財政支援の拡充を求める意見書

近年、地球温暖化等の影響により、全国的に夏の暑さが非常に厳しくなっている。特に、本県では地形の影響もあり、本年7月には、月の半分を超える16日が猛暑日となったほか、多治見市や美濃市では40度を超える気温が観測されるなど、命の危険にさらされていると言っても過言ではない状況にある。

特に、園児・児童・生徒が一日の大半を過ごす教室の室温に関しては、学習する環境としては極めて厳しい状況にあり、多くの学校で新学期が始まった9月になってもその暑さは収まらず、児童・生徒の学習意欲や集中力が低下するだけでなく、健康面にも多大な影響を及ぼしている。

このような中、各市町村では、児童・生徒の学習しやすい環境を確保するため、国の学校施設環境改善交付金も活用し、教室への空調設備の導入に取り組んでいるが、交付金は必要総額が確保されているとは言い難く、老朽化対策や耐震化など、従前から対応している課題に優先的に充当され、空調設備にまで交付金が回らないケースが多くなっている。そのため、財政状況の厳しい市町村では、空調設備の設置を躊躇せざるを得ず、整備率は市町村間で大きく異なっているのが現状である。学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準では、教室内の温度は「17℃以上、28℃以下であることが望ましい」とされており、この基準に照らせば、特に、義務教育の過程において、教育環境に格差が生じることにはあってはならず、格差是正に向け、早急な対応が求められる。

よって、国においては、市町村における幼稚園や小中学校への空調設備の導入が着実に進められるよう、学校施設環境改善交付金の予算規模の大幅な増額等、財政支援を拡充するよう、強く要望する。

<提出先> 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣

本会議での主な質疑内容

問 平成30年度一般会計補正予算（第三号）（※台風21号被害の普及費関連）

答 対象件数は25施設。年間の掛金は283物件に対し653万2000円、今回対象の限度額は2億9263万6000円。

問 清華苑西館の雨漏りの対応状況は。

答 既存予算で対応し、修繕工事を発注済み。

問 水防倉庫修繕費の内容は。

答 直江地内の水防倉庫の扉の修繕に38万5560円と、本庁の水防倉庫の修繕に73万3320円。

問 交通安全施設修繕費の内容は。

答 カーブミラーの面調整等30件、ガードレールの修正1件、標識・看板立替え3件。

問 平成29年度一般会計歳入歳出決算認定（総括質疑）

答 今後継続する事業では、養老公園をメイン会場とした場合効果的な交通誘導等の課題を検討しなければならぬ。また、養老のブランドイメージ、インフラをもとに、地場産業の振興、移住定住の促進に繋がる環境の向上や安心安全の確保、雇用の充実のための事業を町民の協働の力で継承しながら次に向けて実施していくことが必要であると認識している。

問 養老改元1300年祭の成果を活かした今後の展望は。

答 今後継続する事業では、養老公園をメイン会場とした場合効果的な交通誘導等の課題を検討しなければならぬ。また、養老のブランドイメージ、インフラをもとに、地場産業の振興、移住定住の促進に繋がる環境の向上や安心安全の確保、雇用の充実のための事業を町民の協働の力で継承しながら次に向けて実施していくことが必要であると認識している。

議員政治倫理審査会

結果報告

審査の経緯
平成30年6月21日に開催された議会改革特別委員会協議会において、青山貞一委員の発言及び行動が、養老町議会議員政治倫理条例第3条第1項の政治倫理基準に違反するとし、7月30日付けで議員4名の連署を持って、当該違反行為の存否についての審査請求が議長宛に提出された。

これを受け、議長は、養老町議会議員政治倫理審査会（以降、審査会）を設置し、当該審査請求に係る事案の審査を審査会に付託した。

審査会
8月6日
・審査会を設置し、委員長に長澤龍夫、副委員長に岩永義仁を選任。
8月10日
・関係議員の弁明
・違反行為の存否表決
8月29日
・審査結果の報告内容確認

9月5日
・委員長が審査結果報告書を議長に提出。

審査結果報告
審査会が求める措置
・総務民生委員会委員長及び南濃衛生施設利用事務組合議会議長の役職辞任勧告
・戒告相当の処分及び議場での厳重注意
・議場での謝罪要求

報告書を受け、議長は、以下の措置を講ずることと決定した。

審査結果の措置
・総務民生委員会委員長の役職辞任勧告
・議場での厳重注意
・議場での謝罪要求

厳重注意文（全文）
青山貞一議員は、平成30年6月21日に開催された「議会改革特別委員会」において、不適切な発言及び委員長への許可なく委員会を途中退席したことは、町民全体の代表者としての品位と名誉を損なう行為であり、養老町議会議員政治倫理条例第3条第1項第1号の政治倫理基準に違反する行為である。このことは議員の職分を鑑み、まことに遺憾である。

よって、養老町議会議長として、青山議員に対し、今後の議員活動を行う上で、その品位と名誉を保つよう強く求めるものである。なお、議員の主張や意見は、委員会や議会において、議員間での議論を深めることが、議員としての職務であり、職責であることを申し添える。